

令和6年度

第8回 佐々町農業委員会総会議事録

令和6年11月26日（火）

佐々町農業委員会

令和6年11月 第8回 佐々町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 令和6年11月26日(火)午後1時30分

2. 招集場所 佐々町役場 3階第1会議室

3. 開 会 令和6年11月26日(火)午後1時30分

4. 出席委員 (17名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	寶持 雅祥 君	2	坂口 隆英 君	3	山下 夕見子君
4	井手 俊博 君	5	築城 武美 君	7	荒木 武士 君
8	北川 英明 君	9	松本 隆治 君	10	廣川 勝巳 君
11	池田 晴良 君	12	藤永 亜弓 君	13	坂本 真澄 君
推進委員	前川 義隆 君	推進委員	玉置 義則 君	推進委員	辻 正人 君
推進委員	筒井 浩一 君	推進委員	本山 元継 君		

5. 欠席委員 (1名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
6	濱野 卓也 君				

6. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	作永 善則 君	書記	福田 諒磨 君		

7. 議事録署名委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
12	藤永 亜弓君	13	坂本 真澄 君		

8. 本日の会議に付した案件

(1) 会長挨拶

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 審議事項

議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請書について (継続)

議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請書について

議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請書について

(4) 協議事項

農業経営改善計画認定に係る意見聴取について (2件)

(5) その他

① 12月定例会の日程について

② その他

事務局長（作永 善則君） 皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから令和6年度第8回佐々町農業委員会総会を開会いたします。

それでは、初めに、實持会長から御挨拶をお願いいたします。

会長（實持 雅祥君） 皆さんこんにちは。本日は大変お忙しい時にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。先週から朝晩冷え込んでまいりまして、本来の秋の気候になってきたんじゃないかなと思っております。先週末、熊野神社、三柱神社での新嘗祭が盛大に挙行されました。ご出席されました皆様、大変お疲れ様でございました。新嘗祭は皆様ご存じのとおりお米の収穫を感謝して新穀を神様に奉納して来年の豊作を願うお祭りでございます。今年の県北振興局管内のお米の生育等は7月の干ばつ、耕うん障害等、雨が降ってほしい時に降らないで、不作といえますか収量が少なく二等米が多かったと聞いております。お米の価格は近年以上に上がって推移していると聞いておりますので、農家さんにとってはその分はよかったんじゃないかなと思っております。ここ数年コロナ禍で資材や燃油高騰、いろんな経費が上がって農家さんは本当に生産農家はきつい現状でしたが元の価格に、米以外でもそうですけど元の価格に戻って生産農家が生産農家を維持継続していけるよう願うばかりでございます。

本日も議事がスムーズに進行しますよう、また総会が終わってからもちょっとお話がございましたので最後までどうぞよろしくお願い致します。以上です。

事務局長（作永 善則君） 本日の出席員は12名です。濱野委員から欠席届の提出がっております。最適化推進員は5名です。委員は定足数に達しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

佐々町農業委員会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行を實持会長をお願いいたします。

会長（實持 雅祥君） それでは、議長を務めさせていただきます。

案件につきましては、佐々町農業委員会総会会議規則第3条により、付議事項をあらかじめ通知しておりますので、この日程でよろしいでしょうか。（「異議なし」の声あり）

はい、これより議事に入ります。

日程2の議事録署名委員の指名を行います。

佐々町農業委員会総会会議規則第27条の規定に基づき、議長が定めることとなっておりますので、12番、藤永委員、13番、坂本委員を指名しますので、よろしく願いいたします。

以上で、日程2を終わります。

次に、日程3、審議事項に入ります。

議案第19号、農地法第5条の規定による許可申請継続について。事務局から説明をお願いします。

事務局長（作永 善則君） 事務局長。議案第19号、農地法第5条第1項の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について、でございます。この案件につきましては先月の総会で審議をいただいたものでございますけど、資料の1ページの中の譲渡人のところでございますけど、先月の申請審議の際には〇〇〇〇と記載されていたところがお亡くなりになられていたという事で〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんの二人が相続人という事で再度審議を行っていただくものになります。事業の内容については変更はなく、譲渡人のところの変更ということのみでの審議というかたちになります。2ページ目に変更前のところでございますけど、貸主のところ、〇〇〇〇他10名のところが共有物件で所有者が一人増えていることもあり、〇〇〇〇他11名という記載になっております。黄色で着色しているところは県の方にいったん先月の申請書についてはお送りさせてもらっているところなんですけど中身の修正のところに記載内容を申請代理人の方に伝えて修正分をいただいたものでございます。4ページ5ページにつきましても、4ページが変更前、5ページが変更後、変更のところは黄色で着色しているところになります。6ページ7ページも内容は同じなんですけど所有者のところ異なっているところを着色で付けております。8ページが登記簿全部事項証明書のところになりますけど、これが差替え分の登記簿謄本のところでございます、一番下の所有権移転のところは先月まではなかったものでございます。持分2分の1ということで〇〇〇〇さん〇〇〇〇さんということでの登記がなされております。説明は終わります。よろしくをお願いします。

会長（寶持 雅祥君） ありがとうございます。この件に関しまして何かご意見ご質問はありませんでしょうか。はい、11番。

11番（池田 晴良君） 11番。先月出されたものが改正というかたちで出ておりますけど、〇〇〇〇さんは1カ月ほど前亡くなられておられるわけです。（私語あり）共有名義になっておりますけど、その奥様の〇〇〇〇さんが相続されて、2人じゃなくてお1人で相続されているのかなと思って推測はしますけどまた改めてこの改正が出てくるような感じになっていくのじゃないのかなと思っております。そこら辺は確認されていたんでしょうか。

会長（寶持 雅祥君） 暫時休憩します。

（ 休憩 午後 13 時 33 分 ）

（ 会議再開 午後 13 時 39 分 ）

会長（寶持 雅祥君） はい、それでは会を再開します。

事務局長（作永 善則君） 事務局長。すみません、お時間をいただいて申し訳ございませんでした。事務局の確認不足でもあるんですが、今回の変更後の申請人の〇〇〇〇さんも11番委員さんがおっしゃるとおり令和6年10月9日にお亡くなりになられておりました。最初の申請でいきますと〇〇〇〇さんからいくとその父親が亡くなられており、差替え後のこの申請においても相続登記が終わったということで登記簿等を持ってこられたんですがその所有者においてもお亡くなりになられているという状況でございます。誠に申し訳ございませんけど、再度の修正ということで提案を再度させていただきたいと考えます。よろしくをお願いします。

会長（寶持 雅祥君） はい、ありがとうございます。5番。

5番（築城 武美君） 提案の中にはこの案件についてどう処理するんですか。

会長（寶持 雅祥君） 事務局長。

事務局長（作永 善則君） 事務局長。長崎県の定める転用に関する事務指針というもののなかにお亡くなりになられてた場合の法定相続人で手続きする方法が定められておりますので、そこに合わせたかたちでの再度申請書を提出していただき手続きを踏ませていただきたいと考えております。よろしくをお願いします。

5番（築城 武美君） この案件は取り下げるといえることですか。議案から。そういうことですね。この議案は今回の農業委員会の総会には諮らないということで、先延ばしをするという前提ですね。はい承知しました。

会長（寶持 雅祥君） 今、5番委員さんから説明がございましたとおり、この案件に関しましては先延ばしいたします。それでは次に移ります。次に議案第20号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局書記（福田 諒磨君） 事務局書記。議案書の9ページの方をお願いします。議案第20号、農地法第3条第1項の規定による農地等の所有権移転、交換許可申請承認についてです。内容につきましては土地の所在地が佐々町神田免字羽須和〇〇〇〇、地目が田でございます。面積につきましては909㎡でございます。譲受人につきましては〇〇〇〇さん、譲渡人につきましては〇〇〇〇さんでございます。申請理由につきましては交換による所有権移転でございます。交換する土地につきましては議案書の24ページの方をご確認をお願いします。こちらの物件の方が交換する土地になっております。対象の土地につきましては21ページに航空写真を付けておりますのでこちらをご確認をお願いします。場所につきましては〇〇〇〇の南側にあたる申請地が青色の囲ってある部分のところがございます。次に13ページをご覧ください。こちら農地法第3条の規定の許可申請の別添になります。農地面積のほうが6411㎡になっております。次の14ページの方になるん

ですけど、作物のほうがお米になっておりまして、労働者のほうは2人になっております。

譲受人が隣接農地の所有者になっておりますので、当申請に係る農地を取得、耕作されることで耕作放棄地であった当申請農地が耕作されることになっております。以上議案第20号につきましては説明以上となります。

会長（寶持 雅祥君） はい、ありがとうございます。この件に関しまして何かご意見ご質問はありませんでしょうか。17番

17番（辻 正人君） （聞き取り不能）

事務局長（作永 善則君） 資料の24ページを見ていただきたいんですけど、下の方に契約者の甲乙で今回の交換者の2名〇〇〇〇さんと農地を取得する〇〇〇〇さんの名前が記載してあると思うんですけど、甲のほうは資料の上段のほうに、甲の方が甲物件1、2、3、4って4筆記載されていると思うんですけど、それを〇〇〇〇さんと交換する。乙物件、現在〇〇〇〇さんが所有されている山のほうを〇〇〇〇さんの方に渡すとのことでの交換で、等価交換という扱いで金銭は発生しないという内容になっております。そのうち〇〇〇〇さんが取得される4筆のうち1筆分が〇〇〇〇の今回の3条申請に係る田の909㎡ということで今回の議案ということになっております。よろしくお願ひします。あと、追加での説明になるんですけど、21ページを再度お願ひします。元々申請地の青で囲ってあるところの左側の〇〇〇〇ってしてある農地が現在〇〇〇〇さんの方が耕作されてる所有地でございます。次のページに現況写真でアワダチソウがたくさん写っている写真になるんですけど、今回の申請地が〇〇〇〇さんの方に交換されることによって放棄地が解消される内容にもなっておりますのでよろしくお願ひします。説明は以上です。

会長（寶持 雅祥君） 他に何がございませんでしょうか。それでは採決を行います。議案第20号について承認することに賛成の方は挙手をお願ひ致します。はい、挙手多数ですので承認することと致します。

次に議案第21号、農地法第3条の規定による許可申請にはいります。議案第21号につきましては佐々町農業委員会総会会議規則第22条の議事参与の制限に基づき、農業委員は自己または同居の親族、もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとあるため、廣川委員はご退席をお願ひ致します。

はい、それでは事務局から説明をお願ひします。

事務局書記（福田 諒磨君） 事務局書記。それでは議案書の27ページをお願ひします。議案第21号、農地法第3条第1項の規定による農地等の所有権移転、許可申請承認についてです。内容につきましては土地の所在地の方が佐々町迎木場免字扇坂〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇の3筆で地目が3筆とも田でございます。面積につきましてはそれぞれ

3217㎡、370㎡、800㎡でございます。譲受人につきましては〇〇〇〇さん、譲渡人につきましては〇〇〇〇さんでございます。申請理由につきましては売買による所有権移転でございます。対象の土地につきましては40ページに位置図を付けておりますのでご確認をお願いします。こちら40ページの位置図の対象の土地につきましては黄色で塗っている〇〇〇〇さんのご自宅から北側に直線で100mほど先に行った青色の囲ってある部分が申請地でございます。お隣の41ページの現況写真につきましては、上の①の方が東側から撮影した写真になっております。赤色で囲ってある部分の上の部分がちょっと見づらくなっておりますので、下の②の西側の方から撮影したものもともに掲載しております。申請内容につきましては31ページからご覧ください。農地面積の方につきましてはまず田が11900㎡、畑が690㎡で合計で12590㎡となっております。権利を取得された後に田で水稻で16287㎡、畑は野菜で690㎡作付されます。労働者は3人となっております。こちらの方も議案第20号と同じで耕作放棄地の解消になる内容となっております。議案第21号につきましては説明は以上となります。よろしくお願ひします。

会長（寶持 雅祥君） はい、ありがとうございます。この件に関しまして何かご意見ご質問はありませんでしょうか。はい5番。

5番（築城 武美君） （聞き取り不能）

事務局長（作永 善則君） 事務局長。今回の申請人の〇〇〇〇さんの方が昨年度までは貸し借りの契約の元、耕作をされていて今年1年間は耕作をされていないという状況でございます。

会長（寶持 雅祥君） 他に何かございませんでしょうか。それでは採決を行います。議案第21号について承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。はい、挙手多数ですので承認することに致します。以上で日程3、審議事項を終わります。次に日程4、協議事項に入ります。事務局から説明をお願い致します。

事務局長（作永 善則君） 事務局長。資料の43ページをお願いします。今回の協議事項につきましては農業経営改善計画認定に係る意見聴取ということで佐々町長の方から書類の方の提出がっております。この分は認定農業者の方の5年間更新の更新分の意見聴取で、再度認定農業者を継続するという内容でございます。更新にあわせて、この文面に書いてあるとおり経営改善という名目をうたうことで再度5ヶ年更新を行うという事でございます。

まず1件目につきまして45ページをお願いします。〇〇〇〇さん分でございます。変更改善の内容といたしましては次のページの46ページ47ページをお願いします。真ん

中中段にあります(2)のところでございます農業経営の現状及びその改善に関する目標というところで、年間の労働時間については変わりはないということでございます。ただし、真ん中中段から下の②の農業経営の規模拡大に関する現状及び目標で(1)生産のところが生産量をこれまでの現状が9000kgでしてあるところを5年後の令和11年は12000kgという事での目標となっております。47ページの方の下の方の欄に書いて③のところの生産方式の合理化に関する現状と目標措置というところで今後ハサップを取得を目指す事での内容となっております。⑤の一番下のところでございますけど、記載のとおりでございますが個人に応じた勤務時間の検討や残業の未実施、繁忙期でも最長の20時までとの事での実現を図りたいとの事での計画内容となっております。

続きまして2件目の〇〇〇〇さんの分でございます。49ページ以降の分です、よろしくお願ひします。農業経営改善計画につきましては50ページ51ページのところをよろしくお願ひします。(2)の農業経営の現状及びその改善に関する目標というところが、現状198万円の年間所得分を令和11年年度が256万円というところと、年間労働時間が現状で2520時間を令和11年に関しましては労働時間を短縮して2000時間という事で掲載をされております。②の農業経営の規模拡大に関する現状及び目標というところでございますが、水稻は変わらず、施設野菜のいちごについては面積は変わらず3300kgから5年後3850kgという事で単収の増を目指されております。51ページのところでございますけど、④の経営管理の合理化のところはパソコンによる管理を行い経営分析を行うと収入保険への加入を行い不測の事態に備えるという内容でございます。あと⑤のところでございますけど、現状では不規則な休日というのを目標としまして定期的な休日を設定するという内容でございます。最後のページ52ページのところでございますけど、農業の構成員としまして3名の方が記載されてありますけど〇〇〇〇さんとその奥さんについては年間の従事時間を短縮するという内容となっております。よろしくお願ひします。

会長(寶持 雅祥君) はい、ありがとうございます。この件に関しまして何かご意見ご質問はございませんでしょうか。はい、ないようですのでそれでは異議なしとして農林水産課へ回答致します。以上で日程4、協議事項を終了致します。次に日程5、その他に入ります。事務局から説明をお願い致します。

事務局長(作永 善則君) 事務局長。その他のところでございますけど、12月の定例会の日程につきまして、五役会につきましては12月19日、木曜日、13時30分から2階会議室、総会につきましては12月26日、木曜日、13時30分、3階第1会議室で予定をしております。よろしくお願ひします。

会長（寶持 雅祥君） はい、ありがとうございます。その他の件で何か皆様方からございませんでしょうか。はい、ないようですので、日程は全て終了致します。会を閉会致します。お疲れ様でした。37:12

（ 閉 会 午後 14 時 02 分 ）

上記のとおり相違ありません

会 長 寶持 程祥

会議録署名委員 藤永 亜弓

会議録署名委員 坂本真澄